

殺予防事業が模索されていくであろう。

(2)新潟県精神保健福祉センターにおける自殺予防の取り組み(研究協力者:福島昇)

新潟県は自殺率が高い県であるため、昭和 60 年度から高齢者を対象とした自殺予防事業が行われており、精神保健福祉センターとしてもその当初から自殺予防に取り組んできた。高齢者を対象とした自殺予防対策としては、松之山町における取り組みが全国的に有名であるが、松之山町以外の地域では自殺予防事業は継続することではなく、しばらくの間、新たな取り組みが行われることもなかった。平成 12 年度からの新潟県健康づくり指針「健康にいがた 21」により、新潟県における自殺予防対策は新たな取り組みの段階に入った。そして、平成 15 年度からは新潟県精神保健福祉センターが主体となって自殺予防対策を進めている。現在精神保健福祉センターがいくつかの事業を通じて取り組んでいる課題は、①市町村などの地域における自殺予防対策の普及、②産業分野における自殺予防対策の推進、③効果的な啓発普及活動の展開、の 3 つである。

(3)長野県精神保健福祉センターにおける自殺予防の取り組み(研究協力者:小泉典章)

まず、長野県の自殺についての特徴を述べた。平成 15 年度の厚生労働科

学研究の清水らの佐久市の住民意識調査に基づき、自殺予防対策に生かせる点を考察した。平成 16 年度に実施した、一次予防としてのこころの健康づくりに関する講演会、パンフレットの配布について紹介する。また、今後の遺族ケアの可能性についても触れた。

2)「行政担当者のための自殺予防マニュアル」の評価

(1)自殺予防対策マニュアルの評価と普及に関する調査研究(研究協力者:宇田英典)

初めて自殺予防対策に取り組むために、行政マニュアルには情報が豊富に盛り込まれており、参考になるという意見もあったが、総じてもう少しコンパクトに整理し、具体的対策に取り組みやすくするための手順を知りたいという声が多かった。図・表を多くしたり、具体的手順を示したり、資料集との分冊にしたり、検索しやすいよう磁気媒体でのマニュアルにしてはといった提案等もあり、実践的マニュアルの必要性が示された。

試作した CD については、今回は健康教育用として作成した CD であったためスライドを加工して自由に活用できることから、利用者側からみた CD の評価に関しては全体的に好意的であった。ただし、豊富な情報量や検索機能を有するといった点も考慮すると、健康教育以外にも行政マニュアルに掲載されている先駆的地域の企画プログラムやスクリーニングの実

際、資料等についても盛り込んで実践的マニュアルとして作成し普及していくことは有用であると考えられた。今後内容や量を吟味して作成につなげていきたい。

(2)行政担当者のための自殺予防対策マニュアルの評価について(研究協力者:石塚共實)

マニュアルにおける「組織づくり」「実態把握方法」「連携の基礎づくり」については、初めて自殺予防対策に取り組む自治体等にとってはわかりやすく、取組みを促進しやすい内容となっており、各自治体における有効な活用が期待できる。特に、第2部学術的情報、第3部資料編については、住民への健康教育や広報等に活用できる情報であり、実際民生委員・児童委員等への研修会資料として非常に有用である。

さらに、これらの活用とあわせて、各都道府県レベルにおける実情を踏まえた「ガイドブック」的なものを作成することにより、市町村レベルでの事業の促進を支援することが期待されると考えられる。行政担当者が施策決定者である首長等の理解を得て施策を企画・立案・実施することを支援するため、それぞれの地域における各種施策の中で自殺予防対策の優先度を判断する資料となる客観的数値等を用いた現状分析、また、具体的な事業を検討する際に参考となる自殺予防対策の具体的な事例等の提示も有用であると考える。

3)Web サイトを用いた自殺予防対策の検討

(1)自殺関連サイトの実態に関する研究(研究協力者:小山智典)

薬物・毒物等の入手方法や致死量の情報を記載した自殺関連サイトもいくつもあり、インターネットを通じた適切な情報提供のあり方を検討し、必要に応じて、規制を強化するなどの対策を講じていくことが重要と考えられる。一方で自殺予防を目的として掲げている自殺関連サイトも比較的多く、自殺念慮への対応や医療・相談機関などが紹介されていた。また、教育に関連するサイトやいのちの電話、自治体へのリンクも多く、これらは閲覧した自殺念慮者に対して冷静な視点を提供しうるものであろう。自殺関連サイトには、詳細な自殺の手段に言及するものもあるが、自殺予防効果を期待できるものも多く存在する。単にインターネットの功罪を議論するのではなく、包括的な自殺予防対策の中で展開していく必要がある。

(2)自殺予防対策ホームページについての検討(研究協力者:小山智典)

自殺予防対策ホームページには、普及啓発、行政が行う自殺予防対策への支援など、幅広い期待と関心が寄せられていた。秋田県が行っている自殺対策における情報提供の考え方を参考に、一般国民、対策担当者等、それに対する情報提供の目的をよく考え、目的にあった内容を掲載する必要

がある。自殺念慮者を対象にした直接的な悩み相談や、双方向的な情報交換については、相応でないとする意見が多くかった。相談援助活動等については他の実績ある機関やサイト等に委ね、それらと相互にリンクすることにより、自殺予防対策のネットワークを構築することが必要である。ホームページ開設にあたっては、利用促進およびメンテナンスについても、事前に十分検討しておく必要がある。

D 結論

本研究は、自殺予防対策有識者懇談会報告「自殺予防に向けての提言」にある自殺予防対策に基づき、包括的かつ具体的な推進方策を明らかにするものであって、極めて独創的かつ実践的な総合研究である。本研究によって、エビデンスに基づく自殺予防対策および自殺予防学の構築が可能になると期待されるが、初年度である 16 年度はその端緒となる知見が数多く得られた。

学術的には、警察や監察医務院のデ

ータ活用を含めて、自殺の実態把握について多様な観点からアプローチしたこと、またこれまでわが国で知見が乏しかった自殺の心理学的剖検の実行可能性および方法論の検討がなされた点において、本研究は意義が大きい。また行政的にも、ライフサイクル等に応じた自殺予防対策、自殺予防のための危機介入機関のあり方等を検討する上で重要な示唆に富んでおり、種々の施策に直結するものであると考える。

E 健康危険情報 なし

F 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

II. 分担研究報告書

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)

「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」

分担研究報告書

「自殺の原因・動機の実態に関する研究」

分担研究者 竹島 正(国立精神・神経センター精神保健研究所)

研究協力者 三宅 由子(国立精神・神経センター精神保健研究所)

小山 智典(国立精神・神経センター精神保健研究所)

山崎健太郎(筑波剖検センター)

研究要旨

目的:自殺の実態に関して、一般的に入手しうる資料の所在を明らかにする。また警察庁生活安全局地域課の作成する「自殺の概要資料」に含まれている項目に限らず、警察のもつ自殺の実態資料にどのようなものがあるか、また「自殺の概要資料」に含まれるデータがどのような手順を経て作成されているかを明らかにする。

方法:都道府県・政令指定都市(以下、都道府県等という)のホームページ、各都道府県の警察本部ホームページの検索を行った。また 1 府 2 県の警察本部の協力を得て、警察のもつ自殺の実態資料の概要と、「自殺の概要資料」の作成過程と原因・動機別分類作業の実態について聞き取り調査を行った。

結果:都道府県・政令指定都市のホームページに当該都道府県等の年齢別のデータが公開されている場合もあるが、情報提供の実態は都道府県等によりまちまちである。各都道府県の警察本部のホームページを検索したところ、自殺死亡に関する年齢階層、原因動機別などの統計表をホームページに公開しているのは、青森、佐賀、長崎の 3 県のみであった。自殺の実態に関して、警察の保有する情報は、刑事課の作成する死体見分調書と検視調書、警察署の検視又は見分を行った警察官が作成する自殺統計原票があり、後者は警察庁生活安全局地域課で取りまとめ「自殺の概要資料」となることがわかった。

考察:国民の自殺予防に関する関心を高め、自殺予防の取り組みを地域で進めていくためには、都道府県等のホームページに自殺の実態に関する情報を掲載する等、自殺の実態に関する情報へのアクセスを高める必要があると考えられる。死体発見報告

書等の分析を行うことを想定した場合、法医学、精神医学、臨床疫学等の専門家の協働が必要であり、しかも個人情報の保護等、警察本部との高い信頼関係のもとに研究を進める必要があり、一つないし少数の都道府県の警察本部の協力を得ることが最大限可能な範囲と考えられる。都道府県単位での警察庁生活安全局地域課による「自殺の概要資料」と人口動態調査の比較分析は、自殺死亡の地域的特徴をマクロに把握するうえで重要と考えられる。東京都監察医務院の検案データの分析は、本研究の分担研究でも行われているが、今後、法医学、精神医学、臨床疫学の共同研究を進めることは、自殺の動機別分析や、自殺の背景にある精神保健的問題の把握において、重要かつ実践的な方法と考えられる。自殺予防対策を進めるには、何より自殺の実態を分析できる長期的な研究体制を構築する必要がある。

A 目的

自殺死亡者数は平成 10 年から急増し 3 万人を超え、その後も横ばいの状態が続き、わが国の大変な社会問題となっている。自殺の実態を把握し、その実態をもとに国と地方自治体、民間団体等が連携して自殺予防対策を進めていくには、個人情報の保護への配慮を十分に行なう上で、自殺の実態に関する情報へのアクセスを高める必要がある。

自殺の実態に関するマクロデータとしては、厚生労働省による人口動態調査と警察庁生活安全局地域課による「自殺の概要資料」がある。この二つの統計は、人口動態は住所地で、警察庁の統計は発見地で作成されるため、仮に自殺が多く発生する地域があると、両者の集計結果に大きな差が生じることになる。これらの差異は、全国的にみた自殺死亡にお

ける地域的特徴を把握するうえで重要な資料となる。平成 16 年度においては、これらを詳細に比較しうる資料の入手ができるなかったため、これらの統計を活用できるよう、どのような情報提供がなされているか、自殺の実態に関する一般的に入手しうる自殺死亡に関する資料の所在を明らかにすることを目的として都道府県等および警察本部のホームページにおける情報提供の実態を調査する。また警察庁生活安全局地域課の作成する「自殺の概要資料」に含まれている項目に限らず、警察のもつ自殺の実態資料にどのようなものがあるか、また「自殺の概要資料」に含まれるデータがどのような手順を経て作成されているかを明らかにする。

B 方法

I. 都道府県等および警察本部のホー

ムページ上の情報提供の実態

都道府県等のホームページ、都道府県の警察本部ホームページの検索を行い、自殺の実態に関する一般的に入手しうる自殺死亡に関する資料の所在を明らかにした。

II. 警察のもつ自殺関連情報の実態と「自殺の概要資料」に含まれるデータの作成過程

警察庁生活安全局地域課に協力依頼を行ったうえで、1府2県の警察本部の協力を得て、警察のもつ自殺の実態資料の概要と、「自殺の概要資料」の作成過程と原因・動機別分類作業の実態について聞き取り調査を行った。

聞き取り調査は、事前に依頼文と聞き取り調査の内容を連絡したうえで訪問によって行った。聞き取り調査の内容は、①基本的な情報（警察本部の有する自殺者数等の集計データやデータベース項目、自殺死亡急増期に変化のあった他の統計とその内容）、②自殺の原因・動機別分類として、家庭・健康・経済・生活・勤務・男女・学校問題各々の代表事例、原因・動機別分類の困難事例、原因・動機が重複している場合の処理、③自殺事例から考えられる自殺予防対策のあり方等であった。聞き取り調査に協力を得たのは、A府B警察署、C県警察

本部生活安全企画課、D県警察本部刑事部捜査一課の3機関である。聞き取り調査に要した時間は各訪問先で1.5～2時間程度であった。

（倫理面への配慮）

都道府県等および都道府県警察本部のホームページ上の情報提供の実態の分析は、対象となる情報がすでにホームページ上で公表されている数的データであって、倫理上の問題は発生しない。

警察のもつ自殺の実態資料にどのようなものがあるか、また「自殺の概要資料」に含まれるデータがどのような手順を経て作成されているかを明らかにする研究も、警察で把握・作成している自殺の実態データの作成過程の調査であって個人情報は含まれない。また自殺の原因・動機別分類として、家庭・健康・経済・生活・勤務・男女・学校問題各々の代表事例、原因・動機別分類の困難事例、原因・動機が重複している場合の処理についての聞き取り調査については、依頼文に「個人情報を保護した抽象化した情報でけっこうです」との注意書きを付して行った。以上のように、本研究は個人情報の含まれない研究であって、倫理的問題は発生しない。

C 結果

I. 都道府県庁および警察本部のホー

ムページ上の情報提供の実態

人口動態統計は厚生労働省のホームページに公開されている。都道府県別のデータは、年度別に、性・死因簡単分類別の死亡数および人口 10 万対の死亡率の表をダウンロードできる。しかし、都道府県ごとの年齢階層別の統計表はここにはない。表 1 に示すように、都道府県・政令指定都市のホームページに、各都道府県等の年齢別のデータが公開されている場合もあるが、対応は各都道府県等によりまちまちである。性別および 5 歳階級の年齢階層別自殺死亡数が完全に得られる都道府県政令指定都市は多くない。死因別の死亡数のデータが全く得られない都道府県、政令指定都市も 9 箇所あった。

また平成 17 年 1 月 28 日に人口動態統計特殊報告・自殺死亡統計の概況が公開された。ここには自殺死亡に関する詳しいデータが公表されているが、都道府県別の統計表には年齢階層別のものはない。

警察庁の統計としては、自殺の概要データが毎年公開されているが、その中に都道府県別の資料は含まれていない。各都道府県の警察本部のホームページを検索したところ、自殺死亡に関する年齢階層、原因動機別などの統計表をホームページに公開しているのは、青森、

佐賀、長崎の 3 県のみであった。他には、秋田県、奈良県の警察本部のホームページに、自殺者数や前年度比などに触れた資料があるが、いずれも簡単なものである。

都道府県等のホームページで、人口動態統計資料以外で、自殺のことについて触れられているものは表 2 に示す通りである。21 世紀の国民健康づくり(健康日本 21)の都道府県の健康増進計画の中で触れられている場合が多い。

II. 警察のもつ自殺関連の情報の実態と、「自殺の概要資料」に含まれるデータの作成過程

聞き取り調査を行った 3 府県の結果を各府県別にまとめた。

1. A 府 B 警察署

1) 基本的な情報(警察本部の有する自殺者数等の集計データやデータベース項目、自殺死亡急増期に変化のあった他の統計とその内容)

- ・ 取り扱う年間約 300 の死体のうち、自殺は 40~50 件ほどである。
- ・ 住所地が警察署管外の者は 1 割にも満たない印象である。
- ・ 自殺未遂者については、警察署における統計はない。
- ・ 自殺急増期に、刑法犯などの統計に大きな変化があったかどうかは特に把握

していない。

2)自殺の原因・動機別分類

- ・ 刑事課では、他殺、事故死、自殺の別を判断し、自殺と判断されれば、自殺統計原票を作成し、警察署の生活安全課において審査の上、警察本部に送付する。
- ・ 原因・動機別分類は、警察署の生活安全課が、それまでに得られた情報をもとに進行。
- ・ 自殺の原因・動機別分類にあたる代表的事例は次のとおりである。

家庭問題:子どもの養育問題、夫婦・親子の問題

健康問題:自らの健康問題がほとんどである。

経済問題:不景気で倒産、サラ金に多額の借金

勤務問題:仕事や人間関係に悩む

不詳:「川辺に頭蓋骨、崖上に古びた縄や衣類」などがあり、状況的に自殺と考えられるもの

3)自殺事例から考えられる自殺予防対策のあり方

- ・ リストカットや過量服薬を常習する女性は多いが、周囲に援助をする人が乏しい。自殺未遂者のケアをする行政・機関が必要ではないか。
- ・ 相談機関があっても、自殺の危険のある人は相談に行かない可能性が高い。

周囲から介入する必要がある。

2. C県警察本部生活安全企画課

1)基本的な情報(警察本部の有する自殺者数等の集計データやデータベース項目、自殺死亡急増期に変化のあった他の統計とその内容)

- ・ 自殺者発見から自殺者数発表までの警察内でのデータの流れは次のとおりである。

(1)まず刑事課が死体の状況等を確認し、その状況等に応じて見分、検視等が行われ、犯罪か否かを判断する。犯罪か否かが第一に重要である。この際、死体発見報告(誰が発見し通報したかなど)と検視報告(死体の状況など)をセットで作成する。病歴・動機等をチェックし、警察医とともに自殺か否かを判断する。明白な遺書がある等、自殺と明らかな場合は所轄の警察署が対応するが、不自然死は警察本部が入り、検視官が法医学教室とも連携しながら死因を判定する。なお、検視官は専門的な知識を有し、法医学の研修も受けている。

(2)自殺の場合、生活安全課は自殺統計原票を作成する。原票には個人名等、原票のみで個人を特定できる情報は付されない。原票の様式は全国共通であり、職業・婚姻関係・自殺場所・自殺手段・前兆の有無(未遂の有無・遺書の有無・

遺書内の明確さ・その他の状況)・動機(家庭問題・健康・経済生活・勤務・学校・男女など)・心中か否かなどが記載項目となる。なお、自殺未遂者数に関する統計データは警察には存在しない。

(3)警察本部は電子化した集計データを警察庁へ送り、警察庁では都道府県別の集計データを集計して「自殺の概要資料」を作成している。

・ C 県の自殺の実態に関しては、警察庁の公表項目の範囲で、C 警察本部のデータとして問い合わせに応じて公表している。議会等から市町村のデータを請求されることがあるが、個人を特定される恐れがあるので県単位のデータに限って公表している。

2)自殺の原因・動機別分類

- ・ 「動機」は現場の警官がどれか「一つ」を選択している。
- ・ 自殺の原因・動機別分類の代表的事例は次のとおりである。

家庭問題:子どもの病気で悩む。夫婦仲がよくない。

健康問題:視聴覚の障害があり、身体の具体的がよくない。通院していたが遺書残して自殺

生活経済問題:事業で借金。資金繰りに行き詰り

勤務問題:仕事がつらくて通院・休業。会社復帰前日に自殺

男女問題:恋愛問題、不倫

その他:アルコール・薬物・精神障害など

3)自殺事例から考えられる自殺予防対策のあり方

・ 自殺事案のあったときは、まず近くの制服警察官が対応し、その後、刑事が担当する。その際の遺族等との対応についての知識や情報が整備された方がよい。

・ 警察の役割から考えると、自殺予防に関して能動的な役割を担うことは難しい。

(4)その他

・ 自殺予防対策に限らず、警察と行政機関とのネットワークを構築していくことが大切である。

3. D県警察本部刑事部捜査一課

1) 基本的な情報(警察本部の有する自殺者数等の集計データやデータベース項目、自殺死亡急増期に変化のあった他の統計とその内容)

・ D 県警察本部における対応は次のとおりである。

(1)死体を発見した場合は、管轄署において「変死体発見報告書(死に至った経緯などが書かれたもの)」を作成する。変死体発見報告書はすべてD県警察本部捜査一課に送信され、同課員が内容を精査する。

(2)病死、老衰死等の自然死、遺書のあ

る自殺死等で、非犯罪性が明らかな死体は死体取扱規則(資料1)により見分が行われる。

(3) 病死、自己過失死、災害死、その他、で犯罪死体の疑いのある死体(変死体)は検視規則(資料2)により検視が行われる。

(4) 他殺、他意(傷害致死)、他意過失死等で検証、見分の対象死体は、刑事訴訟法により検証が行われる。

(5) 変死に関しては、捜査一課において、署別、分類区分(自為自殺、自為過失、他為他殺、他為過失、災害死、その他)、処理区分(見分、検視、検証)、死因、自殺原因、自殺手段、死亡状況、発見者をデータベースに入力する。

- ・ 検視調書は、自為自殺だけでなく、自為過失、他為他殺、他為過失、災害死、その他すべて一緒に綴じられており、自為自殺だけを抽出することは困難である。

- ・ 死体発見報告書は、事件性のある事例の情報も含んでおり、厳密な個人情報の保護を行うべき資料である。

- ・ 変死体の死因の種類はほとんど病死である。次に自殺が多く、他殺は最も少ない。

- ・ 自殺死は、うつ、経済問題など、原因が重複している。

- ・ 自殺とはつきり分かった場合のみ自殺

で処理する。事故か自殺かわからない場合は、自殺とは断定できない。

2) 自殺の原因・動機別分類

D 県からの報告は次の過程を経て作成される。

(1) 警察庁生活安全局地域課から、自殺の実態に関して自殺統計原票にしたがって D 県の状況を報告するよう依頼されている。

(2) D 県警察本部生活安全総務課から県内の全警察署に自殺統計原票の記入を依頼している。

(3) 各警察署で生活安全課担当者が各警察署刑事課の資料等をもとに自殺統計原票を作成する。

(4) D 県警察本部に届いた原票は情報管理課で自殺統計原票の各項目にしたがってデータ入力され、D 県警察本部から警察庁に報告される。

3) 自殺事例から考えられる自殺予防対策のあり方

- ・ 自殺には流行がある。最近は「練炭」が多い。インターネットを介した複数同時自殺(いわゆるネット自殺)の形式を取らなくても、自殺手段は模倣がみられる。

- ・ 中学生くらいの若い人の自殺には原因がわかりにくいものが多い。

D 考察

都道府県等および都道府県警察本部

のホームページ上の情報提供の実態を調査した結果、全国すべての都道府県等の自殺の実態に関する情報を公式ホームページから入手することは不可能であることがわかった。国民の自殺予防に関する関心を高め、自殺予防の取り組みを地域で進めていくためには、都道府県等のホームページに自殺の実態に関する情報を掲載する等、自殺の実態に関する情報へのアクセスを高める必要があると考えられた。

自殺の実態に関して、警察の保有する情報には、刑事課の作成する死体発見報告書等と、死体発見報告書等をもとに作成される自殺統計原票の 2 種のデータがあることがわかった。これら 2 種のデータに加え、本研究班の分担研究において分析を進めている東京都監察医務院の検案データがあるが、これら 3 種のデータについて、自殺の実態分析に用いる場合にどのような分析が可能か、またそのための課題は何であるかについて考察する。

刑事課の所有する死体発見報告書等の分析を行う場合について述べる。自殺の背景には 9 割に精神障害があると言われるが、このことを実証する実態データに基づく分析は、わが国では十分に行われているとは言えない。さらに、自殺予防が心の健康対策等によってどの程度達成でき

るか明らかにするためには、自殺のおこった時期、精神障害の発症、自殺に結びつく危機の発生時点等を、時間軸上で明らかにする必要がある。これには死体発見報告書等の分析が有用であると考えられるが、死体発見報告書等は個人情報の保護に特に配慮をする資料であり、自殺予防という公益性の高い目的があるとはいえ、その分析には一定の手続きが必要であろう。たとえば、厚生労働省から警察庁に依頼を行い、厚生労働科学研究という厚生労働省の補助する公益性の高い研究事業をもとに研究を行い、倫理面への配慮に関しては研究者の所属する研究機関において倫理審査を受ける等の配慮を行うことが考えられる。これらの配慮を行った場合の、死体発見報告書等うちの自殺事例の分析の可能性については、まずはヒアリング調査または質問紙調査を行うことが必要と考えられる。また死体発見報告書等の分析にあたっては、法医学、精神医学、臨床疫学等の専門家の協働が必要であつて、しかも互いに信頼感のもてるつながりがなくては実施できないであろう。また法医学者と警察本部の間も高い信頼性が必要であり、死体発見報告書等の分析には、一つないし少数の都道府県の警察本部の協力を得ることが最大限かつ妥当であると考えられる。

第2の方法は各県警察本部から警察庁に送られた自殺統計原票の集計値を分析することである。自殺統計原票が多くの警察署で、それぞれの署の担当者によって作成されることを考慮すると、自殺の原因・動機別状況等、主観的因素の入り得る集計項目の分析には一定の困難があると考えられる。しかしながら都道府県別のデータが入手できるならば、厚生労働省による人口動態調査と警察庁生活安全局地域課による「自殺の概要資料」の比較分析を行うことには大きな意義がある。例えば、警察庁の統計は発見地で、人口動態は住所地で作成されるため、仮に自殺が多く発生する地域があると、両者の集計結果に大きな差が生じることになる。これらの差異は、自殺予防対策を進めていくうえで、国、都道府県等以外に広域的な設定を必要とすることを示唆するものであって、重要な資料になると考えられる。

第3の方法は東京都監察医務院の検案データの分析である。検案データは監察医務院内で死体検案書等をもとに監察医務院職員が作成しており、平成15年には10,840件の検案(うちおよそ2千件が自殺死亡を行っている。自殺の検案データは、1件についてA3用紙1枚のなかに、動機の概略、手段等を含めた情報が収録されている。東京都監察医

務院研究実施要領によると、東京都監察医務院において研究を実施できるのは、医務院の所属職員(非常勤職員を含む。)であって、分担研究者には医務院の所属職員以外も分担研究者になることができる。本研究班の分担研究においても東京都監察医務院の検案データの分析が行われているが、心理学的剖検の手法を検案データの分析に導入し、自殺予防対策における精神科の治療的介入の可能性と効果を明らかにしていくための共同研究の方法論を検討することは有意義と思われる。

自殺予防対策を進めるには、何より自殺の実態を分析できる長期的な研究体制を構築する必要があり、本研究がその一歩になれば幸いである。

E 結論

自殺の実態に関して、一般的に入手し得る資料の所在を明らかにするため、また警察のもつ自殺の実態資料にどのようなものがあるか、また「自殺の概要資料」に含まれるデータがどのような手順を経て作成されているかを明らかにするため、都道府県等のホームページ、都道府県警察本部ホームページの検索を行った。また1府2県の警察本部の協力を得て、警察のもつ自殺の実態資料と、「自殺の概要資料」の作成過程と原因・動機別分

類作業の実態について聞き取り調査を行った。その結果、国民の自殺予防に関する関心を高め、自殺予防の取り組みを地域で進めていくためには、都道府県等のホームページに自殺の実態に関する情報を掲載する等、自殺の実態に関する情報へのアクセスを高める必要があると考えられた。また警察本部等への聞き取り調査をもとに、刑事課の作成する死体発見報告書等、自殺統計原票東京都監察医務院の検案データを自殺の実態把握の分析の用いる場合について、それについてどのような分析が可能か、またそのための課題は何であるかについて考察した。自殺予防対策を進めるには、

何より自殺の実態を分析できる長期的な研究体制を構築する必要がある。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的財産権の出願・登録状況(予定も含む)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

表1. 都道府県政令市のWebページに掲載されている死因別死亡の情報

No	都道府県	人口動態統計: 主要死因別	最新年度	死亡数	死亡率	性別	年齢階層別	年次推移	備考
1	北海道	○	平成15	○	○	○	○	○	昭和30年からの年次推移
2	青森	○	平成15	○	○	○	×	○	昭和45年からの年次推移
3	岩手	○	平成15	○	○	×	×	×	
4	宮城	○	平成15	○	○	×	×	×	
5	秋田	○	平成15	○	○	○	○	○	昭和22年からの年次推移
6	山形	○	平成15	○	○	○	○	×	
7	福島	○	平成14	○	○	○	○	○	平成2年からの年次推移
8	茨城	○	平成15	○	○	○	×	○	昭和26年からの年次推移
9	栃木	○	平成15	○	○	○	×	×	
10	群馬	○	平成14	○	○	○	○	○	昭和60年からの年次推移
11	埼玉	○	平成13	○	○	×	○	○	昭和35年からの年次推移
12	千葉	○	平成13	○	○	×	×	×	
13	東京	○	平成15	○	○	○	○	○	平成9年からの年次推移
14	神奈川	○	平成14	○	○	○	○	×	
15	新潟	○	平成15	○	○	○	○	○	昭和25年からの年次推移
16	富山	○	平成13	○	○	×	×	○	平成6年からの年次推移
17	石川	○	平成13	○	○	×	×	○	平成9年からの年次推移
18	福井	○	平成15	○	○	×	×	×	
19	山梨	○	平成12	○	×	×	×	○	平成40年からの年次推移
20	長野	×	×	×	×	×	×	×	
21	岐阜	○	平成13	○	○	×	×	○	昭和45年からの年次推移
22	静岡	○	平成11	○	○	×	×	○	昭和47年からの年次推移
23	愛知	○	平成16	○	×	×	○	○	平成13年からの年次推移
24	三重	○	平成15	○	○	×	×	○	昭和45年からの年次推移
25	滋賀	○	平成14	○	○	○	○	○	昭和35年からの年次推移
26	京都	○	平成14	○	×	○	×	×	
27	大阪	○	平成14	○	○	×	○	○	平成11年からの年次推移
28	兵庫	○	平成13	○	○	×	×	○	昭和50年からの年次推移
29	奈良	×	×	×	×	×	×	×	
30	和歌山	○	平成13	○	×	×	×	○	昭和45年からの年次推移
31	鳥取	○	平成15	×	○	×	×	×	
32	島根	○	平成12	×	○	×	×	×	
33	岡山	○	平成15	○	○	×	×	×	前年(H14)比較のみ
34	広島	×	×	×	×	×	×	×	0-19歳の死亡数年次推移のみ
35	山口	×	×	×	×	×	×	×	
36	徳島	○	平成14	○	○	×	×	×	前年(H13)比較のみ
37	香川	○	平成14	○	○	×	×	×	
38	愛媛	×	×	×	×	×	×	×	
39	高知	×	×	×	×	×	×	×	
40	福岡	×	×	×	×	×	×	×	
41	佐賀	○	平成14	○	○	×	○	○	昭和30年からの年次推移
42	長崎	○	平成12	○	○	×	×	○	昭和50年・平成12年
43	熊本	○	平成14	○	○	×	×	×	
44	大分	○	平成15	○	○	×	×	×	前年(H14)比較のみ
45	宮崎	○	平成12	○	○	×	×	○	平成9年からの年次推移
46	鹿児島	×	×	×	×	×	×	×	
47	沖縄	○	平成13	○	○	×	×	○	昭和51年からの年次推移
48	札幌	○	平成14	○	×	○	○	○	平成9年からの年次推移
49	仙台	○	平成14	○	×	○	○	○	平成9年からの年次推移
50	さいたま	○	平成14	○	×	○	×	○	平成12年からの年次推移
51	千葉	○	平成14	○	×	○	×	○	平成元年からのデータがある
52	横浜	○	平成14	○	×	○	○	×	
53	川崎	○	平成14	○	×	○	○	×	
54	名古屋	○	平成14	○	×	○	○	×	
55	京都	○	平成15	○	×	×	×	○	平成4年からの年次推移
56	大阪	○	平成14	○	×	○	△	○	年齢階層は大きい区分、平成10年から
57	神戸	○	平成14	○	×	○	○	○	平成10年からの年次推移
58	広島	○	平成14	○	×	○	○	○	平成12年からのデータはある
59	福岡	×	×	×	×	×	×	×	
60	北九州	○	平成14	○	×	○	×	○	平成9年からの年次推移

表2. 都道府県・政令市および県警などのホームページに記載された自殺に関する情報(人口動態統計以外)

都道府県・政令市	HP	見出し	小見出し	特徴
北海道	北海道庁	統計情報	北海道の10歳年齢階級別性別自殺者の年次推移	年齢階級別性別自殺者の年次推移
青森	青森県警察		自殺者の取扱状況	自殺者総数(過去5年), 自殺の原因・動機, 年齢別自殺率, 職業別自殺率, 自殺の手段
岩手	岩手県庁	健康いわて21プラン	第4章領域別実施計画 12. 自殺	性別自殺率, 年齢別自殺率, 動機別,
秋田	秋田県警察	統計	自殺者数の状況	自殺者総数(過去6年), 性別自殺率
山形	山形県庁	健康寿命について	山形県における自殺死亡者の動向	自殺死亡率の年次推移, 自殺者の年齢構成, 自殺者の地域別死亡率
栃木	栃木県庁	教育・文化・スポーツ	児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル	児童・生徒の自殺
埼玉	埼玉県庁	グラフでみる保健統計	自殺死亡数の年齢階級別年次比較	自殺死亡数の年齢階級別年次比較
東京	東京都庁	西多摩地域におけるうつ病対策「自殺防止プロジェクト」	東京都における自殺の状況	都道府県別自殺死亡率, 自殺死亡率年次推移, 西多摩地区における自殺の状況
山梨	山梨県庁	健やか山梨21計画	健やか山梨21計画で目指す目標数値	自殺者数現状と数値目標
長野	長野県庁	長野県の精神保健の現状と障害者の実態	年齢階層別自殺率	年齢別自殺率
静岡	静岡県庁	こころの健康	うつ病と自殺防止	うつ病と自殺防止に関する文章内に、県内自殺者数が引用されている
愛知	愛知県警	健康日本21あいち計画一健やか親子一	健康指標 自殺率	20歳以下自殺率の現状と数値目標
三重	三重県庁	三重の健康指標	ヘルピー目標との対比	自殺者数現状と数値目標
滋賀	滋賀県庁	健康いきいき21ー健康滋賀推進プラン	対象となる領域の基本的な考え方と平成22年度までの目標値	自殺者数現状と数値目標
京都	京都府庁	きょうと健やか21	休養・こころの健康	自殺者数現状と数値目標
大阪	大阪府庁		少年の自殺	年齢別, 性別, 学年別, 原因別
奈良	奈良県庁	(県のページ中の県警のページ)	平成15年の検視取り扱い状況	自殺者数, 前年度比
和歌山	和歌山県庁	元気わかやま行動計画	3. 休養・こころの健康づく	自殺死亡率の年次推移
島根	島根県庁	自殺	自殺グラフ	全年齢, 壮年期, 老年期(各男女別, 地域)
岡山	岡山県庁	健康岡山21	2. 現状と課題 ③自殺	自殺死亡率
福岡	福岡県庁	いきいき健康ふくおか21	休養・こころの健康づくり	県内の自殺者数のみ
佐賀	佐賀県庁	自殺対策情報コーナー		自殺死亡者数, 性別自殺死亡数, 年齢階層別自殺死亡数, 年齢階層別死因順位, 県内の原因・動機別自殺者数
	佐賀県警	統計のページ	自殺者の状況・推移(15年中)/自殺者の推移・職業別(15年中)	年齢別・原因動機別自殺者数, 自殺者数の年次推移, 性別・職業別自殺者数
長崎	長崎県庁	心の健康～うつ病と自殺～	自殺者の現状	自殺率, 自殺者数, 年齢別
	長崎県警	各種警察統計	自殺統計(平成15年中)	性年齢別自殺者数, 性・原因動機別自殺者数, 職業別自殺者数, 昭和53年以降の性別自殺者数の推移, 過去10年間の原因動機別自殺者数の推移
熊本	熊本県庁	くまもと21ヘルスプラン	くまもと21ヘルスプラン数値一覧表	県内の自殺者数のみ
宮崎	宮崎県庁	健康みやざき行動計画21	休養・こころの健康	自殺死亡率の年次推移, 性別年代別の自殺者数年次推移
沖縄	沖縄県庁		健康おきなわ2010 こころの健康づくり	パンフレット文章内に、県内自殺死亡者数, 自殺の原因が引用されている

仙台	仙台市役所	仙台市民を取り巻く健康実態と今後の課題	統計でみる仙台市民の健康実態	年代別・性別自殺者数のグラフが提示
京都	京都市役所	京都市民健康づくりプラン	3休養・こころの健康 健康改善の数値目標	自殺による死亡率(人口10万対) 現状値と目標値
神戸	神戸市役所	平成9年男女別自殺率(40・50歳代)		男女別自殺死亡率を他の都道府県市と比較
広島	広島市役所		休養・こころの健康づくり	広島市全死亡者の自殺の占める割合(年次推移)

資料1. 死体取扱規則

(昭和三十三年十一月二十七日國家公安委員会規則第四号)

施行 昭三四・一・一

改正 昭三四・九・一四国公委規則四、昭三五・七・一四国公委規則五、昭四二・七・一四国公委規則六、昭四四・九・四国公委規則六、昭五八・一〇・二〇國公委規則六、平元・七・三国公委規則一〇、平九・一二・二五國公委規則一三、平一二・一〇・六國公委規則一六、平一六・四・一國公委規則七

死体取扱規則を次のように定める。

死体取扱規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、警察官が死体を発見し、又は死体がある旨の届出を受けた場合における死因の調査、身元の照会、遺族への引渡、市区町村長への報告等その死体の行政上の取扱方法及び手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(刑事手続との関係)

第二条 検視、検証、実況見分等刑事手続の対象となる死体についても、その行政上の取扱方法及び手続その他必要な事項に関しては、この規則の定めるところによる。

(報告)

第三条 警察官は、死体を発見し、又は死体がある旨の届出を受けたときは、すみやかにその死体の所在地を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

(警察署長の措置)

第四条 前条の規定による報告を受けた警察署長は、すみやかに、警察本部長(警視総監又は道府県警察本部長をいう。)にその旨を報告したのち、その死体が犯罪に起因するものでないことが明らかである場合においては、その死体を見分するとともに死因、身元その他の調査を行い、死体見分調書(別記様式第1号)を作成し、又は所属警察官にこれを行わせなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する警察署長は、死亡者が外国人であることが判明したときは、遅滞なく、その旨を当該領事機関(総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。)に通報するものとする。

(死体に対する礼儀)

第五条 死体の取扱に当つては、死者に対する礼が失われることのないように注意しなければならない。

(撮影、記録、指紋の採取等)

第六条 死体の見分を行うに当つては、特に人相及び全身の形状並びに歯がの形状、傷こん、いれずみ等特徴のある身体の部位、着位、所持品等の撮影及び記録並びに指紋の採取等を行い、その後の身元調査等に支障をきたさないようにしなければならない。

2 死体の見分を行うに当つて必要があるときは、医師の立会を求めなければならない。

(身元照会)

第七条 死体について、身元が明らかでない場合その他必要と認められる場合においては、直ちに死者身元照会書(別記様式第2号)等により指紋等取扱規則(平成九年国家公安委員会規則第13号)に規定する警察庁鑑識課又は府県鑑識課に身元照会を行わなければならない。ただし、同規則第11条第1項の規定による依頼を行う場合はこの限りでない。

2 前項の身元照会を受けた警察庁鑑識課又は府県鑑識課は、直ちにその保管する指紋等取扱規則第2条第1項第1号に規定する指紋記録等について調査し、その結果を回答しなければならない。

(死体の遺族等への引渡)

第八条 死体について、身元が明らかになつたときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族等に引き渡さなければならない。ただし、遺族等への引渡しができないときは死亡地の市区町村長に引き渡すものとする。

2 前項の引渡を行つた場合においては、死体及び所持金品引取書(別記様式第3号)又は死産児及び付属金品引取書(別記様式第4号)を徵しておかなければならぬ。

(本籍等の不明な死体の取扱)

第九条 死体について死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合においては、遅滞なく死亡地の市町村長に対し、死亡報告書(別記様式第5号)により死亡の報告を行わなければならない。この場合において、戸籍法(昭和二十二年法律第224号)第92条第1項に規定する検視調書として第4条に規定する死体見分調書または第11条に規定する多数死体見分調書を使用することができる。

2 前項の死体は、着衣、所持金品等とともに、すみやかに前項に規定する市区町村長に引き渡さなければならない。この場合において、死体及び所持金品引取書を徴しておかなければならない。

3 死亡者の本籍が明らかになり、又は死亡者を認識することができるに至つたときは、戸籍法第92条第2項の規定により、遅滞なく死亡者の本籍等判明報告書(別記様式第6号)を作成し、第1項に規定する市区町村長にその旨を報告しなければならない。

(母の不明な死産児の取扱)

第一〇条 死体が母の不明な死産児であるときは、死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第42号)第9条の規定により遅滞なく発見地の市区町村長に対し、母の不明な死産児に関する通知書(別記様式第7号)に医師の死胎検査書を添えて通知しなければならない。

2 前項に規定する死産児については、着衣、付属金品等とともに、すみやかに前項に規定する市区町村長に引き渡さなければならない。この場合においては、死産児及び付属金品引取書を徴しておかなければならない。

3 第1項に規定する死産児について、母が明らかとなつたときは、遅滞なく第1項に規定する市区町村長に対し、その旨を通知しなければならない。

(多数死体の取扱)

第一一条 災害等による多数死体については、第4条の規定による死体見分調書に代え、多数死体見分調書(別記様式第8号)を作成することができる。

附 則

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月六日国家公安委員会規則第16号)

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

別記様式第1号(死体取扱規則第4条)

[本様式改正・平元国公委規則一〇、全改・平12国公委規則12]

別記様式第2号(死体取扱規則第7条)

[本様式追加・昭35国公委規則5、旧様式3を繰上・昭42国公委規則6、本様式改正・平元国公委規則10、全改・平12国公委規則12]

別記様式第3号(死体取扱規則第8条)

[旧様式3を繰下・昭三五国公委規則5、旧様式4を繰上・昭四二国公委規則6、本様式改正・平元国公委規則10、全改・平12国公委規則12]

別記様式第4号(死体取扱規則第8条)

[旧様式4を繰下・昭35国公委規則5、旧様式5を繰上・昭42国公委規則6、本様式改正・平元国公委規則10、全改・平12国公委規則12]

別記様式第5号(死体取扱規則第9条)

[旧様式5を繰下・昭三五国公委規則5、旧様式6を全改し繰上・昭四二国公委規則6、本様式改正・平元国公委規則10、全改・平12国公委規則12]

別記様式第6号(死体取扱規則第9条)

[本様式追加・昭四二国公委規則6、改正・平元国公委規則一〇、全改・平12国公委規則12]

別記様式第7号(死体取扱規則第10条)

[旧様式7を繰上・昭三四国公委規則4、旧様式6を繰下・昭三五国公委規則5、本様式改正・昭四二国公委規則6・平元国公委規則一〇、全改・平12国公委規則12]

別記様式第8号(死体取扱規則第11条)

[旧様式8を繰上・昭三四国公委規則4、旧様式7を繰下・昭三五国公委規則5、本様式全改・昭四二国公委規則6、改正・平元国公委規則一〇、全改・平12国公委規則12]